

# 特定保健指導の実施医療機関を募集しています

特定健康診査の結果、特定保健指導の対象者となった医師国保組合員の方に対し、医師、保健師、管理栄養士等から特定保健指導を行っていただきます。

特定健康診査受診

対象者を階層化

対象者に対し組合より特定保健指導利用券と申請書を送付

実施医療機関で特定保健指導開始

6カ月以上経過後終了

初回面接指導料  
動機付け支援  
6,048 円  
積極的支援  
12,096 円

実績評価料  
動機付け支援  
1,512 円  
積極的支援  
18,144 円

行っていただくこと

①対象者本人が、自らの生活習慣の改善点・伸ばすべき行動等に気づき、自ら目標を設定し行動の移すことができるよう、「行動計画」を作成していただきます。(面接で20分以上)

②積極的支援対象者については、行動計画で作成した生活を継続できるよう個別面接や電話、電子メール等で支援していただきます。

③行動計画作成より6カ月以上経過後、実践できたかどうか「実績評価」していただきます。(面接または、電話、電子メール、FAX、手紙等でも可)

詳細は当組合までお問い合わせください。